

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和 8年 6月 16日 山口県知事 様 提出者 住 所 山口県美祢市大嶺町東分158番地の1 氏 名 秋山建設株式会社 代表取締役 秋山 剛志 電話番号 0837-52-1380 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	秋山建設株式会社
事業場の所在地	山口県美祢市大嶺町東分158番地の1
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
②事業の規模	
② 従業員数	28名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1-1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙1-2 管理体制のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 現場で抑制の検討		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現場搬入時の梱包等から排出される廃棄物の検討		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くず等の現場内での分別の推進		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合廃棄物排出抑制の検討		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	処理業者の選定、契約、現地確認、許可証の確認を実施して法令違反等の監視を行い、再利用業者への委託量の増加の推進		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
		全 処 理 委 託 量	t	t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組) 処理業者の選定、契約、現地確認、許可証の確認を継続して実施、 法令遵守指導を徹底し、適切な処理業者への委託を推進する		
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙Ⅰ－Ⅰ)

・当該事業場において現におこなっている事業に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理工程

がれき類・・・出来る限り分別をおこない、コンクリート殻及びアスファルト殻については再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化を行なう
その他のがれき類については最終処分業者に委託して確実に処分する。また石綿含有産業廃棄物については確実に安定型処分地を確保し、適切に処理する

木くず・・・・・・再生処理業者に委託し、チップとして再生資源化を行っている

金属くず・・・・・・破碎等の中間処理業者に委託し、有価物として再資源化をおこなっている

紙くず・・・・・・中間処理業者に委託し、圧縮、破碎等おこない再資源化業者に再委託し熱原料等を行っている

廃プラスチック・中間処理業者に委託し、破碎・圧縮等行い中間処理を行っている

燃え殻・・・・・・最終処分業者に委託して処分を行っている。

廃アルカリ・・・・再生及び中間処理業者へ委託し、処理を行っている。

ガラスくず、コンクリートくず、
陶磁器くず・・・・再生処理、中間処理、最終処分業者へ委託して処理処分を行っている。

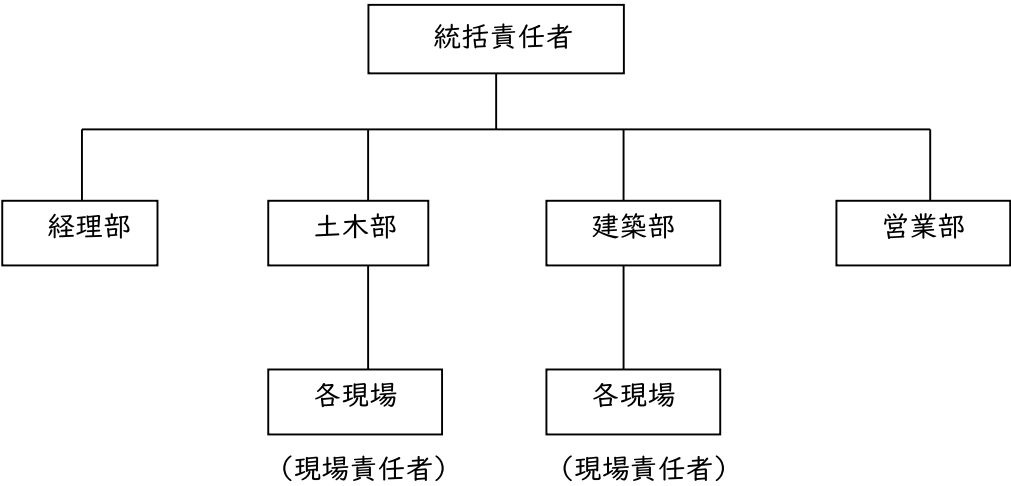
(別紙 1 - 2)

・産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

○役割

統括責任者	専務取締役	①産業廃棄物処理方針の策定 ②産業廃棄物に関する各種事項の承認
廃棄物担当者	総務主任	①廃棄物処理計画の作成 ②産業廃棄物管理状況の把握 ③監督官庁への各種報告及び届出 ④社員に対する教育
現場担当者	土木・建築部長	①処理業者、再利用業者の選定及び管理 ②関連会社に関する教育
	現場責任者	①処理業者、再利用業者の選定及び管理 ②産業廃棄物管理状況の確認 ③委託契約の締結 ④産業廃棄物管理票の交付、管理

○管理組織図



多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

多量排出事業者 名 称	秋山建設株式会社	所在地(市町名)	美祿市大瀬町	事業の種類	総合建設業
-------------	----------	----------	--------	-------	-------

区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	1	0									1	0	1	0	0					
	廃油	1	0									1	0								
	廃酸																				
	廃アルカリ	3	0									3	0	3	0	1	0				
	廃プラスチック類	73	60									73	60	73	60	7	0				
	紙くず	8	5									8	5	8	5	2	0				
	木くず	458	400									458	400	455	390	33	10				
	繊維くず	1	0									1	0	1	0						
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	29	15									29	15			1	0				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	10	0									10	0	10	0	9	0				
	鉱さい																				
物	がれき類	4,233	3,500									4,233	3,500	521	200	1,097	500				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号炭素物																				
計 (A)		4,817	3,980	0	0	0	0	0	0	0	0	4,817	3,980	1,071	655	1,150	510	0	0	0	0